

# 甲賀市立小中学校講師登録要項（改訂）

甲賀市教育委員会

甲賀市立小中学校講師として任用するために、下記のとおり志願者の登録をお願いするものです。

## 1 種類

区分	説明
常勤講師	小学校や中学校の学級担任や教科指導として臨時に任用する常勤の講師をいう。
非常勤講師	週のうち、あらかじめ定められた時間の教科・科目の授業のみを行う非常勤の講師をいう。

## 2 登録資格

- (1) 次の表の種別ごとに、それぞれに掲げる教員免許状を有しておられる方、または取得見込みの方

種別	所有免許状
小学校教員	小学校教諭普通免許状
中学校教員	中学校教諭普通免許状
養護教員	養護教諭普通免許状
栄養教員	栄養教諭普通免許状

- (2) 地方公務員法第16条および学校教育法第9号に掲げる欠格事由に該当しない方  
(3) 心身ともに健康で、勤務に耐え得る方

## 3 登録期間 随時

## 4 登録方法

志願者は、次の書類を甲賀市教育委員会事務局学校教育課または市内小中学校へ提出してください。

- (1) 甲賀市立小中学校講師志願書  
(2) 下記のいずれか1部
- ①教員免許状または教員免許更新証明書（更新講習修了確認証明書、有効期間更新証明書、修了確認期限延期証明書、免許状更新講習免除証明書、平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書）写し
  - ②免許状取得見込み証明書
- ※取得見込みの方は、取得後直ちに教員免許状写しを提出してください。

## 5 登録および任用

- (1) 志願書をもとに書類審査の上、講師登録者名簿に登録します。
- (2) 任用内定にあたっては、甲賀市教育委員会または学校長より本人あて連絡します。
- (3) 任用内定の連絡を受けられた方は、直ちに学校長の指示により、次の書類を提出していただくことになります。

(ア) 健康診断書（3ヶ月以内のもの）	1部
(イ) 履歴書	1部
(ウ) 教員免許状写し、または教員免許更新証明書写し	1部

## 6 給与その他の勤務条件

給与（月給、時給）は、甲賀市教育委員会が定めたものとなります。  
勤務地は、甲賀市内の小中学校です。

## 7 その他

- (1) 志願書を提出いただき、登録させていただいても、任用を約束するものではありません。
- (2) 登録を抹消したい場合や登録事項に変更が生じたときは、甲賀市教育委員会事務局学校教育課まで連絡ください。
- (3) 県費の講師登録を希望される場合には、「滋賀県公立学校講師志願書」を別に提出していただくことが必要となります。

## 甲賀市立小中学校講師志願書記入要領

- 1 「現住所」は、連絡のとれる場所および電話番号を（下宿されている方は実家等の住所および電話番号も併せて）を記入してください。なお、転居等により変更が生じた場合は、速やかに甲賀市教育委員会事務局学校教育課までご連絡ください。
- 2 「出身学校」は、最終学歴を記入してください。（最終学校卒業後の科目等履修は記入を要しません。）
- 3 「免許状取得・見込」は、該当する免許状のすべてに○印を記入してください。  
（専→専修、1→1種、2→2種）なお、中学校については（ ）に教科名を記入してください。  
（参考）  
昭和63年以前に免許状を取得した場合、  
一級（二級）普通免許状 → 一種（二種）免許状と読み替えます。
- 4 「希望種別」について、複数希望する場合は「希望順位」を記入してください。

問い合わせ先	甲賀市教育委員会事務局学校教育課
	〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
	TEL 0748-69-2244
	FAX 0748-69-2293